洞爺湖町高齢者福祉計画 及び 介護保険事業計画 (素案)

第4期計画

(平成21年度~平成23年度)

平成21年1月 北海道洞爺湖町

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨、背景

わが国は、少子高齢化により急速な超高齢化の進展を迎えています。65 歳以上の人口は、総人口の21.8%(総務省統計局平成20年4月1日現在推計)であり、また平均寿命は男性が79.19歳、女性が85.99歳(厚生労働省平成19年簡易生命表)となっています。

当町の高齢化率は31.15 %(平成20年12月末現在)で全国平均を大きく上回り平成26年には35.33%と推計されています。

核家族化や介護する家族の高齢化、共働き家族の増加等から、介護を家族だけの問題とするのは困難な時代となり、介護を社会で支える仕組みとして、平成 12 年に介護保険制度が 創設されてから 9 年が経過しました。

今まで概ね円滑に運営されてきているものの、制度が定着してきたことや今後も高齢化が 進展するなかで、介護サービスの一層の充実と要介護・要支援状態にならないための対策が 重要となっています。

また、高齢者が認知症や要介護状態となっても個人の尊厳を重視し、できるだけ住み慣れた自宅や地域での生活を営むことができるよう支援するためのサービスの提供が今後も求められます。

このような高齢化社会をめぐる状況を踏まえて、介護保険の運営や介護予防、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、高齢者福祉に対する重要な課題に対して、目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにするものです。

町では当計画作成に資するため、平成 20 年 8 月に高齢者実態調査を実施し、高齢者の現状などを調査し、第 4 期計画では平成 26 年度末の高齢者状況などを推計し、長期的な目標に向けた計画を作成します。

なお、第3期計画までは、老人保健事業計画が含まれていましたが、今般の国の医療構造 改革により、平成20年4月から老人保健法による保健事業が廃止されたことに伴い、第4 期計画については、これを除いた高齢者福祉計画及び介護保険事業計画として策定します。

2 基本理念

本計画の基本理念は、以下の4点とします。

- 1.要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となることの予防の推進を図ります。
- 2. 高齢者の心身の状況やその置かれている状況を把握して、適切な介護サービスの供給 及び福祉サービスが、一貫性・継続性を持って提供できるよう包括的・継続的なケア マネジメントを推進します。
- 3. 高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するための地域支援事業を推進します。高齢者の意思、自己決定を最大限尊重します。
- 4.マンパワーの育成等により、地域全体で高齢者を支えることのできるまちづくりを目指します。

3 計画の性格、法的位置付け

(1) 他計画との関係

介護保険事業計画は、洞爺湖町高齢者福祉計画と一体のものとして作成し、洞爺湖町まちづくり総合計画と整合性を保ち、介護及び福祉サービスの提供、それらの供給体制の確保に関する計画を定めることを目的としています。

(2) 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき定めるものです。

4 計画期間

第4期計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3ヵ年とします。この計画は、3年ごとに見直すこととなっており、第5期計画作成は平成23年度中に行います。

この計画では、将来の高齢者の姿を念頭に、第5期計画の最終年度である平成26年度の目標を立て、そこに至る中間段階のとしての目標を実現するための具体的な施策を計画します。

5 計画の策定体制等

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の各運営主管との連携を図りながら策定しま した。計画策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者から 組織される洞爺湖町介護保険運営協議会において審議を行いました。

第2章 第3期計画の実施状況

1 介護給付サービスの現状及び利用状況 (20年度は見込数値)

(1) 要介護者等の状況

要介護者等については、介護保険制度が施行されてから年毎に増加しています。これ は、高齢者の増加によるものと、制度の普及により介護保険利用が徐々に促進されたも のとみられます。

被保険者数

(単位:人)

区分	平成 18 年度	平成19年度	平成 20 年度
第1号被保険者数合計	3,216	3,272	3,303
前期高齢者(74歳まで)	1,687	1,683	1,655
後期高齢者(75歳以上)	1,529	1,589	1,648

介護認定者数内訳

(単位:人)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要支援 1	9	93	106
要支援 2	9	154	150
経過的要介護 (要支援)	145	0	0
介護1	205	107	106
介護2	69	85	93
介護3	49	55	62
介護4	46	57	67
介護5	66	55	57
合計	598	606	641

各年度末

第2号被保険者の認定者を含む。

介護認定者数

(単位:人/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	671	682	693	648	655
実績	598	606	641		
達成率	89.12%	88.56%	92.50%		

第2号被保険者の認定者を含む。

(2) 介護サービスの利用状況

訪問介護

各年度とも計画を上回っていますが、20年度実績は18年度の26%減となっています。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	8,512	8,071	9,419	11,571	12,371
実 績	13,188	10,800	9,701		
達成率	154.9%	133.8%	103.0%		

の2 介護予防訪問介護

各年度とも計画を下回っていますが、20年度実績は18年度の75%増となっています。

(単位:人/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	1,236	1,289	1,313	733	752
実績	420	540	733		
達成率	34.0%	41.9%	55.8%		

訪問入浴介護

計画ではサービス量を見込んでいませんでしたが、各年度にそれぞれ利用があり増加傾向を示しています。

(単位:回/年)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計	画	0	0	0	151	190
実	績	48	108	121		
達成	域率					

訪問看護

各年度とも計画を下回り、19年度は29%の達成率となりました。

(単位:回/年)

	<u>×</u>	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
言	†	画	3,869	4,025	4,109	1,412	1,584
3	Ę	績	2,832	1,200	1,125		
ì	主力	摔	73.2%	29.8%	27.4%		

訪問リハビリ

各年度とも計画を大幅に上回る実績となっています。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	56	58	63	1,950	2,055
実 績	720	1,620	1,677		
達成率	1,285.7%	2,793.1%	2,661.9%		

通所介護

利用実績は減少傾向にあり、19年度は106%の達成率となっています。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	6,078	6,256	6,313	6,491	6,609
実 績	7,908	6,624	5,859		
達成率	130.1%	105.9%	92.8%		

の2 介護予防通所介護

利用実績は計画の5割程度となっています。

(単位:人/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	1,608	1,680	1,705	856	877
実 績	732	792	858		
達成率	45.5%	47.1%	50.3%		

通所リハビリ

各年度とも計画を上回っていますが20年度は18年度の10%減となっています。

(単位:回/年)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計	画	2,181	2,273	2,342	3,452	3,462
実	績	3,000	3,036	2,684		
達厄	艾 率	137.6%	133.6%	114.6%		

の2 介護予防通所リハビリ

各年度とも計画を下回っていますが、利用実績が年度を追うごとに上昇しています。

	X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
Ī	計	画	513	517	516	437	462
Ī	実	績	216	336	429		
	達瓦	艾率	42.1%	65.0%	83.1%		

居宅療養管理指導

計画ではサービス量を見込んでいませんでしたが、利用実績があり増加傾向を示しています。

(単位:人/年)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計	画	0	0	0	15	15
実	績	0	7	12		
達原	艾 率	%	%	%		

短期入所生活介護

18 年度は達成率 35%でしたが、19 年度及び 20 年度において 4 割増となっています。

(単位:日/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	1,181	1,030	1,041	1,859	1,936
実績	408	1,452	1,522		
達成率	34.5%	141.0%	146.2%		

短期入所療養介護

計画ではサービス量を見込んでいませんでしたが、利用実績があり増加傾向を示しています。

(単位:日/年)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計	画	0	0	0	227	229
実	績	48	192	199		
達成	摔					

特定施設入居者生活介護

計画ではサービス量を見込んでいませんでしたが、特定施設における利用に関し増加傾向を示しています。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	0	0	0	96	120
実 績	24	96	84		
達成率					

福祉用具貸与

各年度とも計画を下回っていますが、50%から65%の達成率となっています。

(単位:人/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	936	982	1,009	677	710
実 績	600	516	611		
達成率	64.1%	52.5%	60.6%		

福祉用具購入費

購入の多くは入浴補助用具や腰掛便座です。

(単位:人/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	36	36	36	55	65
実 績	25	33	45		
達成率	69.4%	91.7%	125.0%		

認知症対応型共同生活介護

町内に民間事業者の2施設があり計画の1.5倍から2倍の達成率となっています。

(単位:人/月)

	X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
Ī	計	画	9	9	9	24	30
Ī	実	績	13	15	18		
Ī	達瓦	戈 率	144.4%	166.7%	200.0%		

住宅改修

各年度とも計画の5割を越え、19年度は77%の達成率となっています。

(単位:件/年)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計	画	40	40	40	55	65
実	績	24	31	45		
達原	艾 率	60.0%	77.5%	112.5%		

居宅介護支援 (ケアプラン)

各年度とも8割を越す達成率ですが、若干、減少傾向にあります。

(単位:人/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	308	326	333	271	275
実 績	343	302	270		
達成率	111.4%	92.6%	81.1%		

介護老人福祉施設

各年度ともほぼ計画どおりの達成率となっています。

(単位:人/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	53	53	53	58	58
実 績	55	51	58		
達成率	103.8%	96.2%	109.4%		

介護老人保健施設

各年度ともほぼ計画どおりの達成率となっています。

(単位:人/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	6	6	6	7	7
実 績	8	7	7		
達成率	133.3%	116.7%	116.7%		

介護療養型医療施設

各年度とも計画のほぼ半分程度の達成率となっています。

(単位:人/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	57	57	57	31	31
実 績	29	28	31		
達成率	50.9%	49.1%	54.4%		

(3) 介護サービス別利用実績

(単位:千円)

区分		平成 1	8年度	平成 19 年度		平成 20 年度	
		回/年	給付額	回/年	給付額	回/年	給付額
	訪問介護	13,188	38,702	10,800	31,925	9,701	30,354
	介護予防訪問介護	420	4,959	540	8,912	733	12,304
	訪問入浴介護	48	596	108	821	116	1,204
	訪問看護	2,832	15,844	1,200	7,047	1,125	6,622
	訪問リハビリテーション	720	3,370	1,620	7,798	1,677	8,190
	通所介護	1,152	55,314	936	46,957	824	44,226
	介護予防通所介護	732	19,160	792	24,791	858	29,455
居宅	通所リハビリテーション	3,000	22,281	3,036	22,667	2,684	21,510
サ	介護予防通所リハビリテーション	216	4,284	336	11,038	429	16,176
'	短期入所生活介護	408	3,639	1,452	11,240	1,522	13,222
' ビ	短期入所療養介護	48	356	192	1,723	199	1,569
しス	特定施設入居者生活介護	24	2,281	96	8,837	84	6,783
	居宅療養管理指導	0	0	7	43	12	74
	福祉用具貸与	600	7,978	516	6,500	611	7,761
	福祉用具の購入	25	736	33	778	45	1,100
	認知症対応型生活介護	13	33,839	15	43,079	18	48,625
	住宅改修	24	2,555	31	2,408	45	3,487
	居宅介護支援	343	33,256	302	29,276	270	23,418
	小 計	23,793	249,150	22,012	265,840	20,953	276,080
施サ	介護老人福祉施設	55	151,125	51	142,106	58	161,539
設	介護老人保健施設	8	20,204	7	21,688	7	22,037
ビ	介護療養型医療施設	29	118,966	28	110,333	31	123,378
ス	小 計	92	290,295	86	274,128	96	306,954
そ	高額介護サービス	951	11,486	1,233	14,148	1,218	13,977
0	特定入所者介護サービス	1,571	39,449	1,499	38,159	1,688	42,463
他							
تا ا	小計	2,522	50,935	2,732	52,307	2,906	56,440
	合 計	26,407	590,380	24,830	592,275	23,955	639,474

注》 印の回数は、1ヶ月あたり

地域	介護予防事業	7,648	8,886
支援	包括的支援事業	7,575	8,226
事業	任意事業	0	816
	合 計	15,223	17,928

2 老人福祉サービスの現状及び利用状況

(1) 介護予防・生活支援事業

高齢者等の生活支援事業

ア.配食サービス事業

現在、概ね20名の利用者で推移しています。 18年度は3,835食、19年度は3,895食を提供しました。

(単位:食/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	300	300	300	400	400
実 績	320	325	350		
達成率	106.7%	108.3%	116.7%		

イ.外出支援サービス事業 (移送サービス) 18年度は28名、19年度は34名が登録しています。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	2,500	2,500	2,500	800	800
実 績	605	719	700		
達成率	24.2%	28.8%	28.0%		

ウ. 軽度生活援助事業 (ホームヘルプサービス) 18 年度は 18 名、19 年度は 17 名が利用しています。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	150	150	150	400	400
実 績	416	376	380		
達成率	277.0%	250.7%	253.3%		

生きがいデイサービス事業

18年度は9名、19年度は7名が利用しています。

(単位:回/年)

	X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
	計	画	550	550	550	350	350
Ī	実	績	327	279	250		
Ī	達瓦	戈 率	59.5%	50.7%	45.5%		

生活管理指導事業

ア. 生活管理指導事業

保健師やホームヘルパーの訪問活動により、補われております。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	10	10	10	10	10
実 績	10	10	10		
達成率	100.0%	100.0%	100.0%		

イ.生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ) 利用実績はありません。

(単位:回/年)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
計画	1	1	1	1	1
実 績	0	0	0		
達成率					

(2) 施設サービス

養護老人ホーム

町内に定員50名の養護老人ホームがあり、現在、当町からの措置者数は概ね30名であり、他町村施設への措置者数は現在8名であります。

ケアハウス

町内に定員40名のケアハウスがあります。

3 地域支援事業等の現状及び利用状況

(1)介護支援事業について

特定高齢者把握事業

町内に住所を有する65歳以上の方に、生活機能評価を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握しました。

生活機能評価受診者数

(単位:人/年)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計 画	216	230	560
実 績	257	643	561
達成率	119%	280%	100%

特定高齢者決定者数

(単位:人/年)

区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計	画	2	5	60
実	績	2	69	55
達瓦	な 率	100%	1380%	92%

介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、講演会や相談会等を開催しました。

講演会等開催回数

(単位:回/年)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計 画	0	0	1
実 績	0	0	2
達成率	0%	0%	200%

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行いました。

自治会等への研修回数

(単位:回/年)

X	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計	画	0	0	1
実	績	0	0	1
達质	し 率	0%	0%	100%

介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防教室等の事業実施状況を検証し、事業効果について評価を行いながら毎年事業を実施しました。

介護予防一般高齢者施策評価事業

介護予防講座等の事業実施状況を検証し、事業効果について評価を行いながら毎年して事業を実施しました。

通所型介護予防事業

特定高齢者に対し、専門職による機能訓練や健康教室を実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行いました。

介護予防教室開催回数

(単位:回/年)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計 画	0	24	12
実 績	0	22	12
達成率	0%	92%	100%

(2)包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、特定高齢者の介護予防ケアプランを作成し介護予防事業につなげました。

介護予防ケアプラン作成件数

(単位:件/年)

X	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計	画	2	5	40
実	績	2	23	25
達质	戊 率	100%	460%	63%

総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行いました。

総合相談件数 (単位:件/年)

(+11,1)				
	区分	平成18年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談者実数		20	180	197
	相談延件数	27	218	319
	介護保険	5	29	30
	介護保険(予防給付)	5	46	54
	町福祉サービス	2	34	76
	民間サービス	0	8	9
扣纱巾宓	施設	1	6	30
相談内容	住宅改修・福祉用具	7	17	59
	医療・保健	6	92	119
	認知症	1	24	45
	身障関係	0	7	7
	総合相談	3	7	12
	合計	30	270	441
支援内容	説明・助言・情報提供	20	201	253
	本人・関係者との調整	8	34	120
	カンファレンス開催	0	2	3
	苦情対応	0	0	0
	緊急時対応	0	0	1
	状況報告	1	5	13
	合計	29	242	390

権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用を行いました。

相談件数 (単位:件/年)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
虐待	0	4	1
成年後見制度	0	1	2
消費者被害	0	1	5

包括的・継続的ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医や介護支援専門員との連携や地域の関係機関との連携を図り、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括

的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員が抱える支援困難事例 等へ指導・助言の後方支援を行いました。

(3)指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行いました。

なお、指定介護予防支援業務のうち一部を、町内の指定居宅介護支援事業所へ業務委託 しました。

指定介護予防支援事業

介護予防支援提供者数

(単位:人/月)

X	区 分 平成 18 年度		平成 19 年度	平成 20 年度
計	画	37	259	285
実	績	17	153	150
達成	文率	46%	59%	53%

介護予防支援費決定額

(単位:千円/年)

		(
区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
計 画	200	5,552	7,140	
実 績	132	4,865	7,098	
達成率	66%	88%	99%	

業務委託

介護予防支援業務委託者数

(単位:人/月)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計 画	14	87	52
実 績	6	57	50
達成率	43%	66%	96%

介護予防支援業務委託額

(単位:千円/年)

X	分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
計	画	140	2,078	2,709
実	績	34	2,022	2,647
達月	戊 率	24%	97%	98%

第3章 計画の基本方向

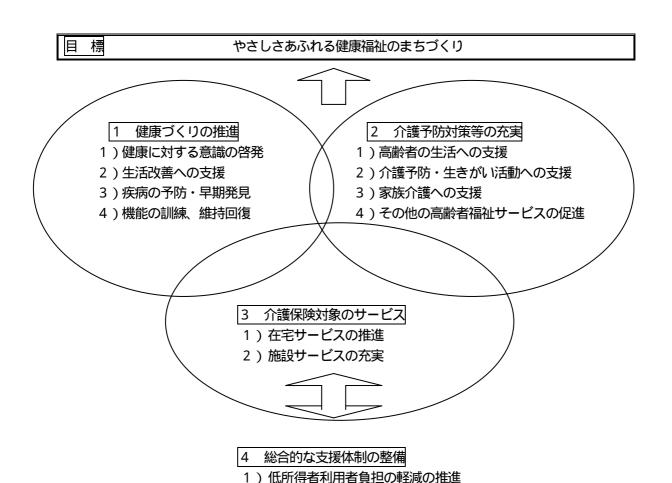
1 基本目標

洞爺湖町では、「湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち」を目標に、 産業、経済の活発な活動と、快適な生活環境、次代を担う子どもたちのための教育、そし て健康で思いやりのある保健、福祉の充実を推進します。

特に、保健と福祉に関わる施策においては、乳幼児から高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるための『やさしさあふれる健康福祉のまちづくり』を目標としています。

この「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」は、当町の健康と福祉施策の目標実現のための計画であり、次の事項を重点的に事業を推進していくものであります。

2 施策体系



2) 在宅サービスの利用促進 3) 総合的な窓口の整備

3 目標年度までの人口推計等

(1) 被保険者数の推計

介護保険被保険者の推計は、洞爺湖町まちづくり総合計画の策定時に用いられた人口推計を基礎としています。第1号及び第2号被保険者について、平成26年度までの推計を行いました。平成26年度の高齢化率は35%を超えることが見込まれます。

(単位:人)

					• •
	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
第	1号被保険者	3,245	3,256	3,274	3,315
	前期高齢者	1,602	1,587	1,674	1,531
	後期高齢者	1,643	1,669	1,600	1,784
第	2号被保険者	3,535	3,444	3,353	3,079
衤	坡保険者合計	6,780	6,700	6,627	6,394
×	総人口の推計	10,669	10,394	10,190	9,383

(2) 要介護(支援)認定者数の推計

第4期計画では、介護度7段階の区分で平成26年度までの推計を行うことになります。介護保険の利用が促進されるものと想定し、26年度認定者数は、800人の見込みです。

(単位:人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
要支援 1	105	107	108	150
要支援 2	152	153	156	163
要介護 1	107	108	112	119
要介護 2	93	95	115	122
要介護3	64	64	76	80
要介護 4	70	71	89	95
要介護 5	57	57	67	71
合 計	648	655	723	800

(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

19年度実績からみると大きく増加が見込まれます。

その要因の1つ目として町内の民間医療機関の医療療養病床から介護保険の介護老人保健施設への転換が平成23年度に見込まれており、転換115床のうち約半分の60を当町の利用者として見込みます。

2 つ目として民間事業者において 2 1 年 10 月に認知症対応型共同生活介護 (2 ユニット)事業の開始が予定されており、2 ユニット 18 人のうち約 7 割の 12 人を当町の利用者として見込みます。

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
介護老人福祉施設	58	58	58	58
介護老人保健施設	7	7	67	98
介護療養型医療施設	31	31	31	0
認知症対応型共同生活介護	30	30	30	30
特定施設入居者生活介護	8	10	13	19
施設利用者計	134	136	199	205

4 サービスの目標量等

(1) 介護給付サービス・介護予防サービスの目標量

ここでは、平成21年度から平成23年度における介護給付の目標量について、第3期の実績を勘案し推計を行いました。

訪問介護

利用実績では、介護サービス費の中で最も多く利用されており、今後も利用の増加が見込まれます。18年度実績では要介護1が利用全体の64%を占めています。

(単位:回/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	11,571	12,371	13,841

の2 介護予防訪問介護

18 年度実績では 540 人の利用があり、今後も利用の増加が見込まれることから各年度 733 人、752 人、768 人と見込んでいます。

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防	733	752	768

訪問入浴介護

平成 19 年実績は 108 回で、要介護 4 及び 5 の利用となっています。

介護予防給付については、第3期においても利用がなかったことからサービス量は 見込んでいません。

(単位:回/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	151	158	154
介護予防	0	0	0

訪問看護

訪問看護は19年度実績で、利用者の53%を要介護1が占めています。 介護予防給付を各年度200件程度見込んでいます。

(単位:回/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	1,205	1,366	1,505
介護予防	207	218	223

訪問リハビリ

19 年度実績では要介護 1 及び 2 がそれぞれ 36%を占めています。 介護予防給付は各年度 380 件程度見込んでいます。

(単位:回/年)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	1,574	1,670	1,882
介護予防	376	385	394

通所介護

19年度実績では要介護1の利用が最も多く52%でした。

(単位:回/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	6,491	6,609	7,288

の2 介護予防通所介護

19年度実績では792人の利用となっています。

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防	856	877	897

通所リハビリ

19年度実績では要介護1の利用が最も多く51%でした。

(単位:回/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	3,452	3,462	3,954

の2 介護予防通所リハビリ

19年度実績では336人の利用となっています。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防	437	462	485

居宅療養管理指導

19年度実績は7回となっています。

介護予防給付については、第3期においても利用がなかったことからサービス量は 見込んでいません。

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	15	15	15
介護予防	0	0	0

短期入所生活介護

19年度実績では要介護3が34%、要介護2が27%の利用でした。 介護予防給付は各年度100日程度見込んでいます。

(単位:日/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	1,757	1,831	1,993
介護予防	102	105	111

短期入所療養介護

19 年度実績では要介護 3 の利用が最も多く 67%でした。 介護予防給付は各年度 50 日程度と見込んでいます。

(単位:日/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	176	178	187
介護予防	51	51	53

特定施設入居者生活介護

19年度実績では72人の利用となっています。

介護予防給付は各年度24人、36人、48人を見込んでいます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	72	84	108
介護予防	24	36	48

福祉用具貸与

19 年度実績では要介護 2 の利用が最も多く 38%でした。 介護予防給付は各年度 100 人程度と見込んでいます。

(単位:人/年)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	571	601	690
介護予防	106	109	111

福祉用具購入費

19年度実績は33人でした。

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	35	40	45
介護予防	20	25	30

認知症対応型共同生活介護

19年度実績では180人(月平均15人)の利用がありました。

町内において 21 年 10 月から新たに民間事業者により事業開始 (2ユニット 18人) が予定されていることから、18人のうち約7割にあたる12人を新たに見込みます。

(単位:人/月)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	30	30	30
介護予防	0	0	0

住宅改修

屋内外の段差解消や手すりの取り付けなど、在宅生活を支援します。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	30	35	40
介護予防	25	30	35

居宅介護支援 (ケアプラン)

21年度以降も、利用者の増加が見込まれます。

数値は介護サービス利用者の実人数を示しています。

(単位:人/月)

			(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	154	155	173
介護予防	117	119	122

介護老人福祉施設

利用者を介護度別に見ると要介護3が最も多く、次いで要介護4となっています。 今後も同様に経過すると見込まれます。

(単位:人/月)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス量	58	58	58

介護老人保健施設

町内の民間医療機関において、医療療養病床から介護保険の介護老人保健施設への 転換が平成23年度に予定されており、転換115床のうち約半分の60を当町の利用 者として新たに見込みます。

(単位:人/月)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス量	7	7	67

介護療養型医療施設

利用者を介護度別に見ると要介護4が最も多く、次いで要介護5となっています。 今後も同様に経過すると見込まれます。

(単位:人/月)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス量	31	31	31

高額介護サービス費・特定入所者介護サービス費・審査支払手数料

高額介護サービス費は、19 年度実績 1,233 件、14,148 千円ですが、増加が見込まれることから、1,300 件 15,997 千円と推計しました。

特定入所者介護サービス費は、19 年度実績 1,499 件、38,159 千円ですが、同じく 増加が見込まれることから、1,600 件 42,000 千円と推計しました。

審査支払手数料は、19年度実績10,331件でしたが、サービス利用の増加を見込まれることから、11,000件と推計しました。

(単位:件/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高額介護サービス費	1,300	1,300	1,300
特定入所者介護サービス費	1,600	1,600	1,600
審查支払手数料	11,000	11,000	11,000

(2) 老人福祉サービスの充実

高齢者等の生活支援事業

要支援・要介護者を含めた全ての高齢者に対し、生活するうえで必要な様々な福祉サービスを実施します。

ア.配食サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で、障害や疾病により食事の調理が困難で、家族の協力も得られない方に対して、居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の安否の確認を行います。

イ.外出支援サービス(移送サービス)

概ね65歳以上の高齢者で、家族等の協力が得られず、一般の交通機関を利用することが困難な方に、自宅から病院までの送迎を行います。

ウ, 軽度生活支援事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らしの高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止するため、社会福祉協議会や高齢者事業団等の関係機関・団体と連携を図りながら、地域に生活する高齢者の支援を実施します。

調理、洗濯、掃除、買物等の家事援助 ホームヘルパーによる定期的な安否確認 外出支援 外出、散歩などの付添、外出時の援助 除排雪サービス

エ.緊急通報システム

急病や緊急時の対応が必要とされる高齢者に対して、緊急通報装置を貸与し、急病や事故・災害に際して迅速な対応を図ります。

オ.ふれあい交流会

高齢者の閉じこもり防止のため、健康福祉センターや洞爺ふれ愛センターに集い、 ボランテイアによる昼食サービスを提供します。

介護予防生きがい活動支援事業

ア.生きがハデイサービス事業(介護予防通所事業)

独居老人、高齢者世帯等、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練から趣味活動(生きがい活動)等の各種サービスを行います。

イ. 生活管理指導事業

日常生活に関する指導、関係機関等との連絡調整を行います。

施設サービス等の目標

現在町内には、次の施設があります。()内は定員数。

養護老人ホーム1 施設 (50 人)ケアハウス1 施設 (40 人)

その他の高齢者福祉サービスの推進

高齢者が健康で生きがいをもって生活をするためには、保健福祉サービスの提供とそのための環境整備が必要であり、高齢者の生きがい対策として関係機関、関係団体と連携のもと、以下のとおり推進します。

老人クラブや高齢者事業団等との連携、支援 高齢者によるボランテイア活動の支援 高齢者に対する生涯学習の推進 学齢児との交流など世代間交流活動の推進 高齢者が取り組みやすいスポーツの普及・啓発 趣味や文化活動などの自主活動の育成、支援

(3)地域支援事業等の目標量

介護支援事業について

ア.特定高齢者把握事業

町内に住所を有する65歳以上の方に、生活機能評価を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握します。

生活機能評価受診者数

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計 画	600	600	600

特定高齢者決定者数

(単位:人/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計 画	70	70	70

イ.介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、講演会や相談会等を開催します。

講演会等開催回数

(単位:回/年)

X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計	画	1	1	1

ウ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。

自治会等への研修回数

(単位:回/年)

	X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
Ī	計	画	2	2	2

工,介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防教室等の事業実施状況を検証し、事業効果について評価を行います。

才.介護予防一般高齢者施策評価事業

介護予防講座等の事業実施状況を検証し、事業効果について評価を行います。

力.通所型介護予防事業

特定高齢者に対し、専門職による機能訓練や健康教室を実施し、自立した生活の確立 と自己実現の支援を行います。

介護予防教室開催回数

是 1993年				
X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計	画	12	12	12

包括的支援事業について

計

ア、介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、 対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実 施されるよう、特定高齢者の介護予防ケアプランを作成し介護予防事業につなげます。

介護予防ケアプラン作成件数

(.	単位	•	件。	/ 年 🛚)
٠.					

(単位・同/年)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計 画	40	40	40

イ.総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが できるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービ ス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

ウ. 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できな い、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、 安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐 待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用を行います。

エ.包括的・継続的ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医や介護支援専門員 との連携や地域の関係機関との連携を図り、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括 的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員が抱える支援困難事例 等へ指導・助言の後方支援を行います。

指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サー ビス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境 等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基 づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係 機関との連絡調整などを行います。

なお、指定介護予防支援業務のうち一部を、町内の指定居宅介護支援事業所へ業務委託 します。

ア. 指定介護予防支援事業

介護予防支援提供者数

(単位	•	人 /	月)
(1 :	•	/ / /	/ J	,

X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計	画	117	119	122

介護予防支援費決定額

-	(単位	•	工	四	/乍	FΙ
١,	- - 111		- 1	1.1	/ -	- ,

X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計	画	7,214	7,214	7,214

イ.業務委託

介護予防支援業務委託者数

(単位:人/月)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計 画	56	56	56

介護予防支援業務委託額

(単位:千円/年)

X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計	阃	2,979	2,979	2,979

第4章 介護給付費等及び保険料

1 介護保険の給付費等

(1) 居宅サービス及び施設サービスの給付費は「第3章計画」の「4 サービスの目標量」 に基づいて算定しました。介護給付費の21年度から23年度までの3年間の合計は、23 億8,880万円になります。

(単位:千円)

区分		平成 2	21 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
	区 万	回/年	給付額	回/年	給付額	回/年	給付額
	訪問介護	11,571	36,865	12,371	39,971	13,841	43,749
	介護予防訪問介護	733	12,697	752	13,035	768	13,314
	訪問入浴介護	151	1,635	158	1,712	154	1,793
	訪問看護	1,412	8,502	1,584	9,696	1,728	10,417
	訪問リハビリテーション	1,950	9,801	2,055	10,410	2,276	11,517
	通所介護	6,469	49,873	6,609	51,107	7,288	56,017
	介護予防通所介護	856	30,351	877	31,096	897	31,811
居宅	通所リハビリテーション	3,452	28,268	3,462	28,397	3,954	32,406
七 サ	介護予防通所リハビリテーション	437	16,856	462	17,643	485	18,630
, , ,	短期入所生活介護	1,859	16,181	1,936	17,048	2,104	18,526
ビ	短期入所療養介護	227	1,791	229	1,808	240	1,829
ス	特定施設入居者生活介護	96	8,383	120	10,379	156	14,015
	居宅療養管理指導	15	95	15	95	15	95
	福祉用具貸与	676	9,020	710	9,488	801	10,491
	福祉用具の購入	55	1,394	65	1,658	75	1,921
	認知症対応型生活介護	30	66,565	30	83,787	30	83,787
	住宅改修	55	4,479	65	5,168	75	5,961
	居宅介護支援	271	25,156	274	25,441	295	27,443
	小計	30,315	327,912	31,744	357,939	35,182	383,722
施サ	介護老人福祉施設	58	166,062	58	166,062	58	166,062
設	介護老人保健施設	7	22,654	7	22,654	67	218,768
ビ	介護療養型医療施設	31	126,833	31	126,833	31	126,833
ス	小計	96	315,549	96	315,549	156	511,663
そ	高額介護サービス	1,300	15,997	1,300	15,997	1,300	15,997
o o	特定入所者介護サービス	1,600	42,000	1,600	42,000	1,600	42,000
他	審査支払手数料	11,000	825	11,000	825	11,000	825
نا ا	小計	13,900	58,822	13,900	58,822	13,900	58,822
	合 計	44,311	702,283	45,740	732,310	49,238	954,207

標準給付費見込額(A) 2,388,800千円

(2) 地域支援事業の 21 年度から 23 年度までの 3 年間の合計は、5,506 万 6 千円になります。

地域	介護予防事業	8,233	8,502	8,487
支援	包括的支援事業	8,823	8,823	8,823
事業	任意事業	1,125	1,125	1,125
	合 計	18,181	18,450	18,435

2 第1号被保険者の保険料

(1) 給付費の財源

介護保険の給付費は、下記のように保険料と国などの負担金により賄われます。 第1号被保険者保険料の負担割合は、20年度までは19%でしたが、高齢者の増加に対応して21年度からは20%に改正されました。

	財源	割合
保険料 1 / 2	第1号被保険者(65歳以上)	20%
	第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	30%
国などの負担金 1 / 2	国 (負担金 20%、調整交付金 5%)	25%
	都道府県	12.5%
	市町村	12.5%

(2) 所得段階別の保険料設定

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担とするため、所得の段階別区分を設けています。

所得段階別被保険者数の見込みは次のとおりです。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
第1段階	99	99	100	298
第2段階	817	819	824	2,460
第3段階	598	600	604	1,802
第4段階	751	754	758	2,263
第5段階	782	785	789	2,356
第6段階	198	199	199	596
合計	3,245	3,256	3,274	9,775

所得段階別加入割合補正後被保険者数見込(C)

8,680人

(3)保険料の算定

第1号被保険者の保険料算定に用いる数値

Α	標準給付費見込額	2,388,800 千円
В	地域支援事業費	55,066 千円
С	所得段階別加入割合補正後被保険者数	8,680 人
D	第1号被保険者負担分相当額(A+B)×20%	488,773 千円
Е	調整交付金相当額 A×全国平均の調整交付金交付割合(5.0%)	119,440 千円
F	調整交付金見込額	188,881 千円
G	財政安定化基金拠出金見込額	0 千円
Н	準備基金取崩し額	77,239 千円
I	介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩し額	5,216 千円
J	予定保険料収納率	98%

第1号被保険者の保険料は、下記のように算定します。

第1号被保険者保険料年額 =

第1号被保険者負担分相当額(D)+ 調整交付金相当額(E)

- 調整交付金見込額 (F) + 財政安定化基金拠出金見込額 (G)
- · 予定保険料収納率(J)
- ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)

前記の算定により平成 21 年から 23 年度までの第1号被保険者保険料 (第4段階保険料)は、

年額 49,299 円

月額 4,108 円 と算定されました

平成21年から23年度の3年間に介護準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金 を取崩すことにより、

第4期保険料は、3,300円となります。

なお、平成 18 年 3 月 27 日に虻田町と洞爺村の町村合併がありましたが、合併協議により第 3 期は保険料を統一せずにそれぞれに旧町村の保険料とし、第 4 期からは統一した保険料とするものです。

	第3期計画時	第4期推計
	平成18~20年度	平成21~23年度
保険給付費	2,385,097 千円	2,388,800 千円
現行保険料(月額) (虻田地区と洞爺地区の第 1 号被保険者数を加 重平均して算出した額) 実際には虻田地区~3,700 円、洞爺地区~ 3,400 円となっています。	3,647 円	
保険給付費(介護サービス量の増加等)の増加に	伴う保険料の影響額	頂
保険料増減分の内訳 (月額)		
介護サービス利用量の増加分		358 円
平成 21 年度からの介護報酬改定の増加分		103 円
保険料1 (月額)		4,108 円
準備基金取崩しの減少分 (3ヵ年で77,239千円の取崩し)		757 円
介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩し額 (平成 21 年度及び平成 22 年度で 5,216 千円の 取崩し)		51 円
保険料2(月額)		3,300 円

介護従事者処遇改善臨時特例基金とは

介護従事者の処遇改善を図るため国において介護報酬の改定(平成 21 年度から 適用)が行われました。これに伴い保険料が上昇することから、平成 21 年度及び 平成 22 年度保険料の上昇分を抑制するため国から交付金が交付され、基金として 積立て給付費に充てるものです。なお平成 21 年度については上昇分の全額、平成 22 年度については上昇分の 2 分の 1(平成 23 年度は 0)が交付される見込みです。

所得段階別保険料

		対	R			参 考
保険料 段 階	世帯	本人	人所得等	割合	保険料 年 額	第3期保険料 上段: 虻田地区 ()書き: 洞爺地区
第1		生活保護又は老齢福			10 900 🖽	22,200 円
段階		祉年金受給者		基準額	19,800 円	(20,400円)
第2	非課税			× 0.5	19,800 円	22,200 円
段階	世帯	収入が8	0万円以下		13,000]	(20,400円)
第3		第 1・2	段階以外の本	基準額	29,700 円	33,300 円
段階		人非課税者		× 0.75	23,700 J	(30,600円)
第 4 段階	課税者 あ り	本人非課税	合計所得 + 課税年金収 入が80万円 以下 上記以外の 本人非課税	基準額 × 0.83	32,900 円 39,600 円	44,400 円 (40,800 円)
			者			
第5	合計所得が			基準額	49,500 円	55,500 円
段階	本人	200万円		× 1.25	25,000]	(51,000円)
第6	課税者	課税者 合計所得が		基準額	59,400 円	66,600 円
段階		200万円	以上	× 1.50	00,100 []	(61,200円)

3 保険料の軽減及び利用者負担額の軽減

保険料の軽減

洞爺湖町では、減免規定を定め、低所得者に対し保険料減免を実施しています。 第1段階から第3段階の被保険者で、申請を受けて年間収入額などを審査し、該当となった場合は、第4段階(基準額)の4分の1の額を減免します。

利用者負担額の軽減

(特定入所者介護サービス費)

平成17年10月から、介護施設における居住費と食費が自己負担となったことから、低所得者の負担が過重にならないよう、軽減措置が設けられています。

(社会福祉法人減免)

介護保険制度施行以前からの施設利用者に対する負担額軽減に努めます。

第5章 円滑な計画の実施に向けた方策

1 介護サービスの円滑な提供

(1) 高齢者のサービス利用支援体制の構築

介護保険・介護予防事業等の充実を図るため、きめ細かい対応と関係者間の連携が不可欠です。地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉の連携を図ります。

高齢者のサービス提供にあたっては、介護支援専門員は、高齢者からのあらゆる相談を 受ける立場にあり、サービス調整の役割を担っています。

介護支援専門員、サービス提供事業者、主治医、行政が緊密な連携のもと、高齢者の課題に応じた適切なサービスが提供されるよう体制の構築に努めます。

(2) ケアマネジメントへの支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援として、介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導、助言を行うとともに、主治医や介護支援専門員との連携やサービス提供事業所間の連絡調整、関係事業者に関する情報提供、関係事業者間の情報交換など事業者間の連携が円滑に行われるよう体制の整備に努めます。

(3) 町民への情報提供

介護保険を利用する高齢者はもちろん、町民全般が、制度を正しく理解し活用できるよう、積極的な広報活動を行います。

また、町民がサービスを選択する際の参考となるよう、サービス事業者、サービス内容、居宅介護支援事業者等の情報提供を行います。

2 相談苦情処理体制の整備

介護保険制度では、利用者からの要介護認定や保険料に関する審査請求については、北海道介護保険審査会において、また、提供されるサービスやその内容についての相談、苦情などは北海道国民健康保険団体連合会が対応することとされています。

また、サービス事業者は、自ら提供するサービスの質の向上を図るとともに、利用者からの相談苦情の受付が義務付けられています。

しかし、利用者からみてより身近な町役場窓口や居宅介護支援事業者など、どこでも受け付けられるような体制が必要と考えます。

町では、利用者からの相談、苦情を受付ける体制の整備に努め、北海道介護保険審査会、 北海道国民健康保険団体連合会との連携のもと適正な制度運用に努めます。サービス事業者 に対しては、相談、苦情処理のパンフレット提供などの支援を行います。

3 計画の推進管理、点検

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画各年度におけるサービスの量、質、保険財政 運営の各方面から、洞爺湖町介護保険運営協議会において計画の推進状況を点検分析します。 以下の視点から点検を行うものとします。

- 1. 要介護認定は適正に行われているか
- 2. 介護保険給付は適正に行われているか
- 3. 老人福祉サービス及び介護サービスの提供は、効率的・効果的に行われているか
- 4. 各種介護予防施策及び地域ケアシステムは円滑に機能しているか

資料

洞爺湖町介護保険条例(抜粋)

平成18年3月27日 条例第107号

目次

第1章 洞爺湖町が行う介護保険(第1条)

第2章 介護保険等運営協議会(第2条 第4条)

第3章 保険料(第5条 第13条)

第4章 雑則(第14条)

第5章 罰則(第15条 第19条)

附則

第1章 洞爺湖町が行う介護保険

(洞爺湖町が行う介護保険)

第1条 洞爺湖町が行う介護保険については、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護保険等運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第2条 介護保険事業の運営その他老人保健福祉の計画に関する事項を審議するため、介護保 険等運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の委員の定数等)

- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から町長が任命する。
 - (1) 保健医療関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 被保険者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、洞爺湖町介護保険条例(平成18年洞爺湖町条例第107号)第4条の規定に基づき、洞爺湖町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する ところによる。
- 4 会長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名その他必要な事項を記録しなければならない。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

洞爺湖町介護保険運営協議会委員名簿

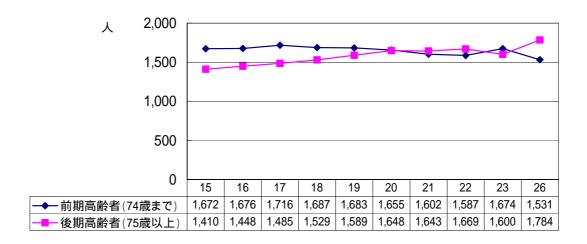
	氏 名	区分
	奥山 洋子	福祉関係者
	笠井 寛子	被保険者
会 長	加藤訓	学識経験者
	後藤 義朗	保健医療関係者
	小杉 徳芳	被保険者
	澤田 征子	被保険者
副会長	篠原 和郎	被保険者
	畠山 禅	福祉関係者
	村上喜美子	福祉関係者
	山崎 信人	福祉関係者

(五十音順、敬称略)

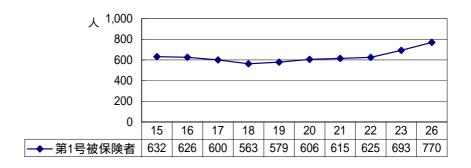
洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議経過

回	開催日	審議内容
1回	平成 20 年 7月 22 日	第4期介護保険事業計画等策定について 高齢者実態調査について
2 回	平成 20 年 10 月 15 日	第4期介護保険事業計画サービス見込値について 高齢者保健福祉事業状況について 高齢者実態調査集計について
3 🛽	平成 20 年 12 月 24 日	第4期介護保険料(見込み)について
4 回	平成 21 年 1月23日	第4期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険 事業計画 (素案) について

被保険者数の推移(第1号被保険者)



要介護(支援)認定者数の推移



給付費と保険料収納額の推移

